

地方独立行政法人における「中期目標期間」終了後の対応

1 公立大学法人首都大学東京の中期目標期間

- 第一期 平成 17 年度から平成 22 年度（6 年間）
- 第二期 平成 23 年度から平成 28 年度（6 年間）**
- 第三期 平成 29 年度から平成 34 年度（6 年間）

2 地方独立行政法人制度における目標による管理と評価の仕組み

設立団体の東京都は、目標⇒計画⇒評価⇒業務運営に反映というPDCAにより法人を管理

- ① 中期目標期間終了時に、知事が法人の組織・業務全般を検討
- ② 知事が法人の次期中期目標を策定
- ③ 法人は、中期目標に基づいて中期計画を作成し、知事が認可
- ④ **評価委員会は、中期目標期間における法人の業務実績を評価**
※各年度の業務実績については、各分科会で評価を実施

今回の
審議事項

3 中期目標期間終了時における評価委員会の審議事項

